

先づ順序として、会社の真傳文の要旨をあげよう。会社の署名あるものは、九月十九日発行のと、同廿五日、同廿六日、及び十月三日に發せられた四種であるが、其要旨は次の數項に盡きると思ふ。何人が見ても一目瞭然たる如く、廿五日のと三日のとは全く同一物であり、十九日のと廿六日のとは幾分異なる点もあるが、前者は既に演説會及聲明書等によつて繰返へして觀望したれば明白であると思ひます。故に茲には、後者と本月三日に頒布されたもののみを取扱ふことにする。

一「罷工突發の因由について」の要旨としては

- (1) 丸三問題は罷工断行の理由として薄弱である
- (2) 我々の要求は經營參加であること
- (3) 保留案復活に對する想像
- (4) 要求の拒絶

二十月三日の要求拒絶に關する聲明については

- (1) 勞働賃銀の低いこと
- (2) 生活が苦しければ離出をせしめ—職出作業の強請
- (3) 会社の利益のあること
- (4) 団体協約の拒絶理由
- (5) 勞働者の横着なること

を擧げることが出来ると思ふ。尙此他にも種々世談話を並べてゐるが、我々は会社のよらにケチなわけは取りは行かない。さて愈々此会社の言の盡くが醜の結晶であることなツツ抜かねばならぬ。会社の重役等が此聲明を見る時には、必ず手や泣瀉するもあり、腹を抜かすもあり、本倒するもあるだらうことを思ふ、と可笑しくもあり、惻れでもある。

三、  
そこで、一の(1)から見て行かう。

昭和二年十月

來、常に勞働條件の總てに就て、事實上(近くは十工場の諸味出の如く或は一工及四工の桶工問題の如く)參加して居るのであつて、今頃あらたまつて彼此云ふのは專ら骨髄罪に屬する。

(3)の「保留の復活……」に就いては、先に罷工決行の理由として丸三の問題が重要なる意義を有する事を開明した以上、また既に聲明書に依つてお知らせしたので、会社の想像云々などは最早論ずる必要がないと思ふ。我々が保留案を復活したのは、此際に一緒に片づけて仕舞いたいの念慮からしたに過ぎないのであつて、全く他意あるわけはない。夫が重役まで通じてゐるかどうかは知らぬが、保留案については会社の口には表はれて居るが如き意義を我々が持つて居ない事は、少くとも並木工場課長にはバツキと判つてゐる筈。

(4)の「要求拒絶の理由」については、次の項に於て要旨をわけて言明されてゐるから、夫に譲ることとする。

一は既に述べた通り、本月三日に頒布した真傳文——要求拒絶の理由——の要旨であるが、ここに面白い事は、吾々の要求は全部で八ヶ項、即ち、

- 一、從來通り会社の荷を丸三に取扱はしむること
- 二、賃銀の一割増給但し女工は二割とす
- 三、解雇、老衰、退職手当支給率は、從來の率に、動額二ヶ月に就き日給一日分を加算すること
- 四、桶工徒弟は、各工場に於て一名乃至二名を桶工會員の責任を以て養成すること
- 五、年末賞與の最低額を、日給一ヶ月分と定むること
- 六、入社より熟練工に達する年限を四ヶ年となすこと

て夫と賃銀を比較して云々するなどは、自己の勝手を言ひ分で、狂人の發言に等しいものである。之は会社に云ふことだが、齋藤知事閣下を煩はして調停の行方直した頼んでは如何なものだ。

次に(2)の職出作業の強請の事だが、是などは心ある者をしてひん縮せしめる暴言である見よ！人間が一人前の仕事をして、生活費の不足を訴へて賃銀値上げを要求したるに對し、夫では二人前も働いて食へと云ふ此體情さを、要するに会社は賃銀を上げれば仕事を増すと云ふのだが、此会社の理論が正しとすれば、此後如何に物價が騰貴し、或は他に負担が増す(何へば健康保険法の實施による負担の如く)とも、現在の作業分量の多くは賃銀は上からぬわけである。

乍然、苟くも現在の作業分量は、大正十二年の爭議に於て、三ヶ月間の實驗の結果双方の承認により決定したもので殆んど絶對的のものである。されば、之以上の分量を課さんとするは其協定を破さんとするものであらばかりでなく、更に、人道上からも憂々しい問題である。

(3)の「会社の利益に關しては如何に」固々しい重役も、道が蟻を云へないと見えて自狀してゐる。然ら、誠に会社の自狀の如く現在の如き不況時代と稱せらるゝ時に於ても尙巨額の利益を得てゐるのだ。さればこそ我々は賃銀の値上げも、其他の要求も提出し得るのだ、会社の二ヶ月もかゝつて埋りあげた貸借對照表によつてさへ、二百六十余万の繰越金や、數十万の純益があるのだから、我々の要求を其體呑みにしても難かに十五万に満たぬのを見れば、理の列る重役であるならば、問題は直ちに解決してゐるわけなのである。

(4)の「団体協約に關しては、産業人社会人としての適當を、非組合員たる(暗に十七工場や流山の工員を指して)工員と比較

不正の利益を得ようとする謀計を立て得る會社の人々と違つて、我々は勞せずして他人の財を取らせんとするが如き勇氣を持たないのを不幸に思ふ。以上によつて、要點に關する反駁は済んだ。序に、體所に表はれてゐる会社の暴言に對して一矢を報えて置かねばならぬ？と思ふが、あけ足取りは會社の方が得意だから、会社に一任して置く。

四、

前述の如く、会社は思ひ切つて我々に罵詈謗を落せてゐるが、夫と他の、たとへば解雇通知を發したる者の姓名を門前に貼り出したこと、或は組合員の家族や町の有志に宛てた手紙等の政策を綜合するならば、会社は勞働組合を敵視するのと同時に、我々が再び社會に立つ能はざるまでに陥れんとする惡謀極まる奸策であることが判る。作併、若し會社にして眞に爭議解決後までも我々を苦しめんと策するならば、我々も夫に相應し、對策を講ずることを知らぬのではない。我々を全く地に壓しつけて仕舞ふとするのであれば、我々も覺悟せねばならぬ。此点は、窮鼠猫を噛むの古語に譬はすとも判るだらうに、迂愚なる重役にも困つたものだと思ふ。

現在の我々は、可及的早く爭議を解決して町内は勿論、廣く社會の榮登と不安とを一掃すべく、然るべく方針の下に進みつゝあるのであるが、会社が他くまでも我々を苦しめんとするならば、我々も一筆の筆より、一枚の半紙によつて、会社が後にまで悩まねばならぬ政策を施すことを躊躇する者ではない。然し、我々は後野となれ山となれと云ふが如き自棄氣分は絶対に起したくない、否起してはならぬ事を知つてゐるから、今は一層自重して、次の瞬間の重役の態度に全体の注意を集中してゐるわけでありませう。

日本勞働總同盟  
關東釀造勞働組合 野田支部